

「ぐんまの道路ライブカメラ」の  
設置・運営要領

令和8年3月  
群馬県 県土整備部  
都市計画課

## 目次

1	要領の目的、適用範囲	3
2	撮影の目的	3
3	ライブカメラの設置場所及び撮影範囲	3
4	カメラ画像に含まれる個人情報の取扱い	4
5	取得したカメラ画像から生成又は抽出するデータについて	5
6	取得データの管理・提供	5
7	保守点検	6

## 1 要領の目的、適用範囲

本要領は、群馬県県土整備部都市計画課が、道路管理者及び道路利用者に対しリアルタイムの道路情報を提供することを目的に、群馬県管理道路における「ぐんまの道路ライブカメラ」(以下「ライブカメラ」)の設置と運営に関する必要事項を定め、個人情報の保護とプライバシーの保護に配慮した適正な運用を行うことを目的とする。

## 2 撮影の目的

ライブカメラは、平常時及び非常時において道路状況を的確に把握し、道路管理業務を円滑にすることを目的として設置するものである。

また、取得したカメラ画像は、円滑で安全な道路管理及び道路計画を目的として、以下の用途へ利用するものである。

### (1)道路管理のための利用

道路管理の補助、事故の未然防止及び二次事故防止、事象発生時の迅速な対処準備を目的として、渋滞状況や路面の状態を監視・周知するために、ライブカメラが撮影した範囲の道路状況を配信する。

### (2)道路計画のための利用

道路の計画、建設、維持修繕等の基礎資料及び各種道路事業・施策の効果検証のため、ライブカメラの画像を用いて歩行者、自転車、車種別車両の交通量を取得する。

## 3 ライブカメラの設置場所及び撮影範囲

### (1)設置場所

設置する場所は、地域要件や交通量などを勘案し、以下要件を参考に設置するものとする。

- ①主要道路等の交通量が多い箇所
- ②県境部や主要道路交差部等、交通状況を把握する上で重要な箇所
- ③高規格道路の本線IC間や本線の合流部・分流部
- ④道路線形不良区間
- ⑤アンダーパス部
- ⑥積雪地域(吹き溜まり、路面凍結、雪崩)の危険箇所
- ⑦道路構造物の管理上、必要な箇所

なお、設置済みのライブカメラについては、随時その必要性を見直し、設置目的が失われたと判断された時には、他の必要箇所へ移設するものとする。

### (2)撮影範囲

ライブカメラの画角は、車道・歩道の交通状況及び路面状況や、管理対象とする構造物が画角に収まる範囲を基本として設定するものとする。また、画角は本要領に定める撮影目的上必要な範囲内で、拡大・縮小及び方向転換を行うことができる。なお、操作にあたっては、撮影目的以外の利用により個人が特定されないよう十分に配慮するものとする。

#### 4 カメラ画像に含まれる個人情報の取扱い

カメラ画像に含まれる個人情報としては、本要領の撮影目的に不要な歩行者の顔や姿、及び車両搭乗者の顔やナンバープレート等が想定されるため、個人情報の保護及びプライバシーの保護に十分配慮し、以下の対策を講じるものとする。

##### (1)画像処理

###### ①配信画像の加工・設定

###### ア 車両・自転車・歩行者

顔やナンバープレート等の個人情報が閲覧できないように、解像度を落として配信を行う。

###### イ その他

撮影目的に不要な範囲のモザイク処理を行う。また、アを除く個人情報が特定されないように、解像度を落として配信を行う。

###### ②道路管理及び道路計画関係業務における画像の取扱い

ライブカメラから取得する画像は、人工知能(AI)による解析を行い、車両の車種検出や動態把握を通じて、交通量調査や渋滞長調査を行う。

また、道路管理を目的として、積雪や冠水等の路面状況の解析も実施する。なお、解析により得られた画像に含まれる個人情報は、本要領に定める撮影目的の範囲外として取り扱うものとする。

##### (2)画像の取扱い

取得した画像に個人情報が含まれる場合は、上記(1)②「道路管理及び道路計画関係業務における画像の取扱い」を除き、データを取得した所属<sup>※1</sup>のみで取り扱うものとする。なお、上記の委託においても、委託者と受注者間で協議し、適切に取り扱うものとする。

※1は、以下とする。

- ・道路管理のための利用所属：道路管理課、各土木事務所
- ・道路計画のための利用所属：都市計画課道路交通計画室

##### (3)画像の保存期間

原則、7日間を経た時点で削除する。

##### (4)保存した画像の画質

撮影目的の(1)道路状況配信と(2)交通量調査に必要な画質とする。

## (5)その他

カメラの画像は、不法行為の抑止、事件・事故等の発生時における状況確認及び災害等の記録を目的として、必要に応じて記録保存することができるものとする。

## 5 取得したカメラ画像から生成又は抽出するデータについて

取得したカメラの画像は、本要領4(1)②の解析に伴い、車両位置、向き、車種等の属性データを解析するための学習や評価データとして利用することがある。また、これらの画像データから、個人情報の特定は行わないが、交通量や渋滞状況などを解析した結果については、外部へ公表することがある。

## 6 取得データの管理・提供

### (1)取得データの保存方法について

ライブカメラ画像は、専用通信を経由して、アクセス制限かつ暗号化された録画用サーバーへ保存される。サーバー保存後の画像データは、暗号化された通信にてリモートから利用するか、アクセス制限されたサーバーに保管し、厳重に管理を行う。カメラ画像を外部HDD等に保存する場合は、暗号化された専用通信を経由し、ダウンロードを行う。

### (2)取得データの提供について

以下の場合を除き、第三者への提供・公開は行わない。

- ①法令、条例に基づく開示等依頼に基づくもの
- ②司法・警察等への協力
- ③関係自治体、マスメディアの要請
- ④道路管理者及び交通管理者からの要請

上記の要請等に基づき提供する場合においても、個人情報の保護やプライバシーの保護に配慮するものとする。

以下に、提供時のルール(案)を示す。

- ①法令、条例に基づく情報開示請求に基づき、請求者に直接、情報提供を行う必要がある場合は、提供できるものとする。
- ②司法機関や警察から提出の依頼等があった場合は、法令等に基づき提出できるものとする。
- ③自治体やマスメディアへの提供について、関係機関への情報伝達や共有が必要な場合は、提供できるものとする。
- ④道路管理者及び交通管理者への提供について、関係機関への情報伝達や共有が必要な場合は、提供できるものとする。

### (3)取得データの漏洩、流出等の防止について

カメラ画像の漏洩、流出等の防止、その他の安全管理のために必要な措置を講じるものとする。

## 7 保守点検

ライブカメラを常に良好な状態で稼働させるため、定期的に保守及び点検を実施するものとする。

サーバーからのデータ流出の有無についても定期的に確認し、不正な流出が確認された場合は直ちにサーバーと外部との接続を遮断し、原因の特定及び再発防止を含む適切な措置を講じるものとする。